



島根県報

平成27年3月17日（火）
号外第44号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示	（林 業 課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（水 産 課）	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ 〃 ）	3
宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領	（下水道推進課）	4

【特定調達公告】

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	7
-------------------------------------	------------	---

告 示**島根県告示第205号**

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、平成27年3月18日から施行する。

平成27年3月18日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

島根県告示第206号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第166号）は、廃止する。

平成27年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

2 交付の目的

森林を保全する取組、森林資源の活用に関する取組及び森林で学ぶ取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び交付の限度額

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付の限度額
森を保全する取組	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。）や森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。）、身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理等の森林の景観対策、みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組の継続実施（継続事業）、再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業）及び森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。）	2分の1以内。ただし、事業実施後に個人の所有とならない資材に係る経費、事業PR用看板作成経費及び活動場所での事前準備等の他者への作業委託に係る経費については、10分の10以内とする。	1申請につき2,000,000円とする。ただし、継続事業については、50,000円（植栽後の下刈り及び竹林伐採後の管理にあつては、200,000円）とする。
森を利用する取組	木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。）、木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。）、木の利用講座（木材、木材製品、木質バ	2分の1以内。ただし、県産の木材に係る経費、事業PR用看板作成経費及び他者への作業委託に係る経費については、10分の10以内とする。	

	イオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。)及びみーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用する取組の継続実施(継続事業)		
森で学ぶ取組(みーもスクール)	小中学校と連携して授業の中で継続的に(3回以上)行う森林環境学習活動	2分の1以内。ただし、講師謝金、スタッフの賃金及び事業実施後に個人の所有とならない資材に係る経費については、10分の10以内とする。	1校につき400,000円(1団体につき4校まで)とする。

4 交付対象者

市町村、自治会、森林組合、林業事業体、特定非営利活動法人、施設管理者、企業その他の団体

5 その他

知事に提出する申請等の書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は農林振興センター各地域事務所を経由すること。

島根県告示第207号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成27年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> <tr><td>年0.7%以内</td></tr> </table>	年0.7%以内	を	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> <tr><td>年0.8%以内</td></tr> </table>	年0.8%以内	」	に改める。														
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.7%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							
年0.8%以内																							

附 則

- 1 この告示は、平成27年 3月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成27年 3月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第208号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第269号)の一部を次のように改正する。

平成27年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「0.7パーセント」を「0.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年3月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成27年3月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第209号

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領を次のように定める。

平成27年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成10年島根県告示第58号。以下「維持管理業務審査要綱」という。)第2条の規定による認定を受けた者(以下「維持管理業者」という。)が合併、会社分割、事業譲渡又は協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。以下同じ。)の設立(以下「合併等」という。)を行った場合における維持管理業務審査要綱第1条に規定する入札参加資格(以下「維持管理業務入札参加資格」という。)及び宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「収集運搬業務等審査要綱」という。)第5条の規定による認定を受けた者(以下「収集運搬業者等」という。)が合併等を行った場合における収集運搬業務等審査要綱第1条に規定する入札参加資格(以下「収集運搬業務等入札参加資格」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承継の承認)

第2条 維持管理業務入札参加資格又は収集運搬業務等入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)の承継をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、同項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 承継をしようとする競争入札参加資格に係る営業の一切が申請者に移転したと認められること。
- (2) 維持管理業務審査要綱第3条第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であって、かつ、維持管理業務審査要綱第2条各号の要件を満たすものであること(維持管理業務入札参加資格を承継する場合に限る。))。
- (3) 収集運搬業務等審査要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しない者であること(収集運搬業務等入札参加資格を承継する場合に限る。))。
- (4) 協業組合にあつては、組合員の2分の1以上が維持管理業者又は収集運搬業者等であること。

(承継承認の申請等)

第3条 申請者は、承継をしようとする競争入札参加資格について、次に掲げる書類を維持管理業務等入札参加資格承継承認申請書(別記様式)に添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 維持管理業務入札参加資格の承継をしようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 維持管理業務審査要綱第4条第1項各号に掲げる書類
 - イ 被承継者の下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第9条の規定による廃業等の届出の書類(官公庁の受付印があるものに限る。)の写し
- (2) 収集運搬業務等入札参加資格の承継をしようとする者にあつては、次に掲げる書類

ア 収集運搬業務等審査要綱第3条第1項各号に掲げる書類

イ 承継に係る業務に関する被承継者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の2第3項において読み替えて準用する同法第7条の2第3項の規定による事業の廃止に係る届出の書類（官公庁の受付印があるものに限る。）の写し又は同法第14条の3の2の規定による許可の取消しに係る通知書の写し

- (3) 合併契約書の写し（合併の場合に限る。）
- (4) 分割契約書の写し（吸収分割の場合に限る。）
- (5) 分割計画書の写し（新設分割の場合に限る。）
- (6) 事業譲渡契約書の写し（事業譲渡の場合に限る。）
- (7) 協業組合設立認可書の写し（協業組合の設立の場合に限る。）
- (8) その他知事が必要と認める資料

2 前項の規定により知事に提出する書類は、土木部下水道推進課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について必要な審査を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成27年3月17日から施行する。

別記様式（第3条関係）

維持管理業務等入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

承 継 人 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名 ㊟
 （個人にあつては、住所及び氏名）

被承継人 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名 ㊟
 （個人にあつては、住所及び氏名）

下記のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

入札参加資格に係る業務の種類及び登録番号	被承継人	
	承 継 人	
承 継 す る 業 務		
承 継 の 理 由		

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 一式
（機器調達、設置、配線、調整、保守等一式）

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間**ア 納入期日**

平成27年8月31日

イ 賃貸借期間

平成27年9月1日から平成32年8月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

ア 入札金額は、仕様書に記載した機器賃貸借に係る月額賃借料の60ヶ月分の合計額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項**(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること**

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類「(5) 電気通信機器」）に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次の場所において資格審査の申請を行うこと。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

T E L 0852-22-5342

(4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 24時間の保守体制を有し、故障発生の連絡から1時間以内に現地に係員が到着して対応ができること。

(8) 賃貸借物件の賃貸及び保守を確実に履行できる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成27年3月17日から同年4月6日まで（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力防災対策グループ

T E L 0852-22-6059

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成27年4月15日 午後5時

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成27年4月27日 午前10時（ただし、郵送の場合は、平成27年4月24日午後5時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成27年4月24日までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成27年4月27日 午前10時

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県庁7階 防災部会議室701

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第

22号) 第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Shimane nuclear disaster prevention network system machinery, 1 set (Including supply of machinery and tools, instillation, wiring, adjustment, maintenance etc.)
- (2) Contract period : Date of delivery 31 August 2015, Lease period 1 September 2015 to 31 August 2020
- (3) Deadline for tender : 10 : 00 27 April 2015 (tender submitted by mail : 17 : 00 24 April 2015)
- (4) For inquiries regarding tender : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government
690-8501 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan
0852-22-6059